

大学体育の現状と将来

小林勝法

文教大学国際学部教授

1. 大学体育の誕生

大学体育が日本の教育史に登場するのは、新制大学に体育科目が開設されてからである。大学基準協会で採択された大学基準（1947年）では、卒業に要する単位数を120単位とし、保健体育に関しては何ら言及されていなかった。しかし、米国教育使節団の勧告などがあったため新制大学発足時には、「120単位及び体育の単位4」というように体育の単位が追加された。その趣旨は、学生に健康管理と余暇の有益な過ごし方を学ばせることにあった。

新制大学の前身の一つである旧制高校には体育が必修であったのにもかかわらず、新制大学においては「アカデミズムになじまない」として、他の領域の教員から歓迎されなかつた。それも無理のない話で、当時は十分な数の体育学者がいなかつたのである。大半は師範学校か体育専門学校卒の体育教師で、私大では運動部出身者も運動に秀でているという理由で大学教員に採用されている。他の領域の教員から「出自が異なる」と思われるても仕方がなかつたのである。

戦後まもなく体育学会が設立され研究成果をあげるとともに、体育学部や大学院が開設され研究者を養成してきた。その甲斐もあって体育の授業は格段に充実してきている。大学卒業生を対象にして、教養課程教育に関する尋ねた国立大学協会の調査（1986年）を見ると、1963年卒業生より1978年卒業生の方が体育に対する評価が高くなっているのが分かる。

2. 大学設置基準の大綱化と改革構想

以前の大学設置基準には「大学は、保健体育科目に関する授業科目を開設するものとする」（第22条）と規定されていたが、1991年の大綱化によって、体育という文言がなくなつた。その結果、必修単

位数を減らしたり、なくしたりする大学も現れた。例えば、大綱化の影響が実質的に出始めた1994年に新設された15の大学の内、6校が必修単位数を0としている。中でも2校は選択科目や自由科目としても開講していない。その後も、0単位の大学が大半で、1~3単位という大学も多く、4単位を踏襲している大学はごく少数である。既設の大学でも、カリキュラム改訂の際には必修単位数を減らす大学が増えている。そして、体育教員が退職した後の後任補充がなされない例も耳にするようになった。

そのような状況の中で、大学設置基準大綱化以降に向けて、個々の大学や個人が大学体育の改革に積極的に取り組んできた。それらは教育目的の観点から、①健康科学教育型、②生涯スポーツ教育型、③身体の教養教育型の3つに類型化できる。

① 健康科学教育

これは、国立大学協会の『教養課程の改革』(1988年)で提案されたモデルで、「保健体育本来の目的が健康・体力についての知的理解を通じて正しい身体運動の実践を習得せしむるものである」という認識から体力科学に立脚したカリキュラムを構想している。理論(健康科学)と実技の統合を企図した点では優れてお

り、「種目別コース」ではなく「目的別コース」を推奨している。具体的には、「運動処方」「トレーニング」「コンディショニング」「競技力向上コース」などである。

しかし、このモデルの問題点は、第一にスポーツの文化的側面が殆ど抜け落ちていることである。現代のスポーツは、文化・社会的にますます大きな問題となっているので、この点に関する理解は現代人として必要である。第二に、身体を体力・健康の側面からのみ把握するだけで、行為主体としての身体に対する理解が欠落していることである。これでは、自己の身体をますます頭だけで理解しそれを操作することを助長するばかりで、身体の持つ感性を軽視あるいは無視し、自己の疎外を増幅することになりはしないかと危惧される。

② 生涯スポーツ教育

このモデルは、筑波大学の体育センターの構想と実践に代表される。教育目的を、「自己のライフステージや心身の状態に適したスポーツを生活の中に取り入れ、豊かなライフスタイルを形成できる能力を身につけさせること」と定めている。学習社会という時代の要請に応えていると言えよう。充実したスポーツ施設と多数の教員によって、多彩で豊富な

プログラムが用意されているが、そこには問題がないわけではない。

第一に、目的を生涯スポーツに置いているために、生涯スポーツを実践していると考えられる課外スポーツや学外でのスポーツ活動と競合することになるのではないかという点である。大学設置基準の改正により、大学以外の教育機関で履修した場合や各種検定試験に合格した場合も大学の単位として認定できることになった。保健体育に関して言えば、カルチャー・スクールや課外スポーツの参加、スキーやダイビングの検定資格の取得などを大学の単位として認定できるわけだが、これらを認定しないという根拠は、生涯スポーツだけを目的としている限りでは薄くなるであろう。第二に、現在の段階では生涯スポーツに対する学生のニーズも高いが、高等学校でも生涯スポーツを目的としているので、高等学校での教育が成果をあげればあげるほど大学での生涯スポーツ教育の存在理由が危うくなる。

③ 身体の教養教育

これまで見てきた二つのモデルが、運動・スポーツをいわば手段化しているのに対し、このモデルは、身体と運動そのものを目的とし、身体の教養の習得を中心課題とした教育である。

身体の教養とは、「その人が運動中に意味を見つけ出し、それによって自己と世界とを拡げるための道具——能力・知識・経験・認識——を身につけていること」であり、身体としての自己認識や世界認識、他者理解、身体の自由の獲得などを意味している。身体の虚弱化や身体意識、現実感覚、生活実感の希薄化、人間関係形成能力の未熟という現代学生に、第一に必要なのは身体の教養であると言っても過言ではあるまい。この点からも、大学教育の普遍的目的の一つである人間教育に合致していると言えよう。

しかし、この教育は現在のところ独自の教育体系を持つまでには至っていない。体育教員、研究者の中においてもこの教育理念を理解しているものが多いとは言えないが、近年、授業実践が多数報告されるようになってきた。例えば、ボディワークや「からだ気づき」などである。例えば図書館情報大学の遠藤卓郎教授は気功や呼吸法を通して身体の潜在能力の開発やその方法について学ぶ授業を長く実践してきている。

3. 近年の新しい動向

近年では授業実践交流や授業研究が盛んに行われるようになってきたので、意欲的な取り組みを知ることができるよう

になった。その中から新しい動向として二つ紹介したい。一つは東京大学のサイエンスコースに代表されるように、スポーツ科学の実験実習という位置づけを前面に出した授業である。跡見順子教授は、心拍計を使って運動負荷と心拍数の関係を調べさせたり、心筋が収縮する様子を顕微鏡で観察させたりしながら、運動や生命活動を科学的に理解することの重要性や面白さ、命の大切さに気づかせている。健康科学教育が体力医学中心であったのに対し、これはバイオメカニクスや生化学、大脳生理学など幅広い領域を基礎としている点が特長である。

次は、近年急激に増えている太極拳や養生法、ヨーガの授業である。西洋近代医学の身体観や健康観から成り立っている運動や体操とは異なり、東洋の養生法であるこれらの運動文化を身をもって体験することで、身体観や健康観を問い合わせたり、比較文化的検討ができる点からも良い教材である。開講している大学では学生からも好評であると言う。

4. 大学体育の将来

前述したように現行の大学設置基準では保健体育については何も規定されていないが、大学設置審査基準要項細則には、保健体育の項を立てて次のように規定している。

生涯を通じての心身の健康の保持・増進を図り得るよう、学生に対して配慮する必要がある。この配慮がなされているかどうかについては、課外活動その他の厚生補導、施設面を含め大学生活全体を通じた総合的な判断が必要である。

親の庇護を離れ自分自身のライフスタイルを形成する重要な時期にある大学生を勉学に意欲的に向かわせるためにも健康への配慮は重要である。そして、再生医療と人体利用、あるいは生殖補助医療や環境破壊など生命倫理や地球規模的な健康問題は今後ますます重大になってくる。これらの問題を科学的に理解し、健康的な生活を営み、問題に応じて的確な行動が選択できるようになること、すなわち健康に暮らす態度・能力も現代人の教養として必要である。

今後の大学体育は正課授業だけに留まらず、健康管理業務や課外活動支援と有機的に連携していく必要性がますます高まっている。また、総合型地域スポーツクラブの拠点となるなどの新しい社会貢献も求められている。

(こばやしかつのり 保健体育学)